

しずおかDXコンソーシアム 会員規約

しずおかDXコンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という）の運営等に必要な事項について、以下のとおり会員規約（以下、「本規約」という）を定める。

第1条（名称）

本コンソーシアムの名称は、「しずおかDXコンソーシアム」とする。

第2条（目的）

本コンソーシアムは、静岡県内の企業が中心となり自治体や教育機関、静岡県外企業等との連携により、産業・社会・教育等の分野におけるデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という）を推進することで、新たなビジネスモデルや付加価値の創出を図り、地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

第3条（事業）

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）DXに関する基礎情報や市場動向の整理及び発信
- （2）DX推進に関する課題やニーズ、具体的な取組事例等の調査研究
- （3）DX推進に関する実証実験等の企画・運営
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員）

1. 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業及び団体等を会員とする。
2. 会員の種別は、次のとおりとする。
 - （1）自社のDXを推進する目的で参加する県内企業
 - （2）DXを推進する企業に対するソリューションを提供できる企業
 - （3）主旨に賛同するサポート企業

第5条（欠落条項）

次のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- （2）暴力団関係者が役員として構成する法人その他の団体に属する者
- （3）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者
- （4）暴力的行為、脅迫的行為その他これらに準ずる行為をするおそれのある者
- （5）本コンソーシアムの活動を政治的・宗教的な活動またはネットワークビジネス勧誘等に利用するおそれのある者
- （6）その他本コンソーシアムの活動を、自己の利益のみを図る目的で利用するおそれのある者

第6条（入会）

本コンソーシアムに入会を希望する者は、所定の様式により入会申込書を事務局へ提出し、会長の承認を受けることにより入会登録を行うことができる。

第7条（入会金および会費）

本コンソーシアムの入会金および会費は総会の承認をもって別に定める。

第8条（退会）

会員は、自らの意思により本コンソーシアムを任意に退会することができる。退会に際しては所定の様式により退会届出書を事務局へ提出することにより随時本コンソーシアムから退会することができる。なお、会員が既に納入した入会金および会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合、総会の承認をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの趣旨または目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、他の会員または第三者に不利益をもたらすような行為を行ったと認められる場合
- (3) 本規約に違反した事実が認められる場合
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合

第10条（役員）

1. 本コンソーシアムには、総会の決定により会長1名、副会長若干名を置く。
2. 役員任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

第11条（職務）

1. 会長は、本コンソーシアムを代表し、その会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

第12条（顧問）

1. 本コンソーシアムには、会長の委嘱により顧問を置くことができる。
2. 顧問は、本コンソーシアムの運営に関し必要な知見について、会員に共有するほか、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
3. 顧問の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

第13条（総会）

1. 本コンソーシアムの最高意思決定機関として、総会を設置する。
2. 総会の運用方法に関しては次のとおりとする。
 - (1) 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開

催する。

- (2) 総会は、書面または電子メール等の電子的手段により開催することができる。
- (3) 総会は、本コンソーシアムの事業および運営の基本的事項について決議する。
- (4) 総会は、執行機関たる運営委員会の構成員として、運営委員を選任する。
- (5) 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む）をもって成立する。
- (6) 総会の議決は、出席者（代理出席、委任状を含む）の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- (7) 総会は、会長が招集し議長をつとめる。

第14条（運営委員会）

1. 本コンソーシアムには、執行機関として運営委員会を設置する。
2. 運営委員会は、本コンソーシアム全体の事業計画および事業報告、予算および決算、ワーキンググループの設置等、運営に関する重要事項を審議し、決定する。
3. 運営委員会の運用方法については、運営委員会が自ら定めるものとする。

第15条（事務局）

本コンソーシアムには、庶務の執行および本コンソーシアム推進に係る事務取扱を担うため、事務局を設置する。

第16条（本規約の改訂）

本規約は、運営委員会の決定を会長が承認することで改訂することができる。

付則 本規約は、2021年3月10日より施行する。